長島 大野 常松 最島・大野・常松法律事務所バンコクオフィス日本国弁護士 箕輪 俊介

第9回 契約書独特の言い回し その④

今回は前回に引き続き、契約書において用いられる独特の言い回しについて解説したい。今回は、 契約書の定義等でよく利用される、"including, but not limited to"や "among others"、"inter alia"について解説させて頂きたいと思う。

"including, but not limited to"

契約書では、日本語のものか英語のものかを問わず、抽象的な概念を規定することが多く、何を指しているのか分かりにくい場合が多い。そのような場合に当事者間の合意内容を確認し、契約書の内容を分かり易くするために、具体例を列挙して記載することがある。そのときに利用する用語がこの"including, but not limited to~"(~を含むがこれ(ら)に限られない)である。具体例をみてみよう。

"Taxes and Public Charges" means all public taxes or public charges which are applicable in Japan (including, but not limited to income taxes and corporate taxes).

(「公租公課等」とは、日本において課せられ得る全ての公租又は公課(所得税及び法人税を含むがこれらに限られない。)をいう。)

上記のとおり、公租公課といっても何が含まれるかがはっきりしない場合に、何が含まれるのか を明確化したり、何が該当するかを記載することにより分かり易くしたりする際に利用する。

ご注意頂きたいのは、上記はあくまで"例示"列挙であり、"限定"列挙ではない点である。あくまで具体例のひとつを記載しているのであり、例示列挙されているものに限定するものではないため、その他のものも含まれる建付となっている点についてご留意頂きたい。

また、同義の用語として、"including, without limitation~"や"including, without prejudice TG-1

to the generality of the foregoing \sim "、"without limiting the generality of the foregoing \sim " が利用されることもある。

"among others" 2"inter alia"

"among others"も、"including, without limitation~"と同様に、例示列挙を述べるときに使う。例えば、「(いくつもある中のうち)、例えば~」といった意味合いで利用したり、「(多くのうち、)~等によって」といった意味合いで利用したりする。具体例をみてみよう。

"Increased Costs" means the increased portion of expenses, in cases where the expenses for the drawdown of loan by a lender or preservation of the rights by such lender are substantially increased due to, among other things, (i) any enactment or amendment of laws and regulations, or any change in the interpretation or application thereof, or (ii) any change in accounting regulations or practice.

(「増加費用」とは、①法令等の制定、変更若しくはその解釈若しくは運用の変更、又は②会計上の規制もしくは実務の変更等によって、貸付人による貸付の実行又は権利の保全に関する費用が著しく増加した場合における当該増加分をいう。)

また、同義の用語として、"among other things~"や"inter alia"が利用されることもある。契約書では概念を定義して用いることが多いが、この概念が抽象的なことが多いため、上記のように概念を定義する場面において、"including, but not limited to~"や"among others"は利用されることが多い。

4回に渡って寄稿させて頂いた「契約書独特の言い回し」シリーズであるが、一旦今年はこれにて最終回とし、次回から年末までは少し異なる視点から、英文契約の読み方・考え方について解説させて頂きたいと思う。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

Bangkok Office

労務や登記実務などの日々の悩みごと、不祥事や紛争等の危機時の対応から M&A・企業結合等の少し込み入ったお話まで、お困りのことや分からないことがあれば何でもお気軽にご相談下さい。

【連絡先】代表 佐々木将平/本執筆担当 箕輪俊介

24th Floor, The Offices at Central World 999/9 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand Tel. +66 (0)2 264 5955 Fax. +66 (0)2 264 5950



ほーむるーむ

法務ルーム

長島・大野・常松法律事務所バンコクオフィス 日本国弁護士 箕輪 俊介

第10回 数字や日付など数に関する表現 その①

今回及び次回は前回までとは趣向を変え、数字、日付、期間など数に関する表現について解説したい。今回は基本的な数字の書き方を中心に解説する。

数字か文字か、アラビア数字かローマ数字か

契約書に数字を記載するにあたり、数字でなければならないか、文字でなければならないかということについて決まりはない。例えば「15」を記載する場合も、数字のまま"15"と記載する場合もあれば文字を用いて"fifteen"と記載する場合もある。どちらも誤りではない。

契約書でよく見られる記載方法として、数字と文字を併記する方法がある。例えば、

The board of directors shall be comprised of **five (5)** directors.

(取締役会の構成人数は5名とする。)

といったものである。このような記載をする一つの理由は、元来、契約書が手書きであった時代は数字の改ざん(数字のみだと後から容易に追記できる)を防ぐことであったようである。PCを利用して契約を作成するようになった現代ではもっぱら数字を使用した際の打ち間違いを防ぐことに主眼がある。数字を利用する場合、記載は容易であるものの、数字が複雑化したり、似たような数字が契約書内に多数出てきたりする場合には、重要な数字(金額等)にて打ち間違いが生じる場合があり得る(本来的にはあってはならない誤りなのであるが、このようなミスが出てしまうことがないわけではない。。)。文字で書くことは煩雑であるし、数字が複雑になると記載が長くなり読みにくくなる場合もあるが、上記のようなミスは防ぎやすい。

アラビア数字かローマ数字かについては、一般的にはアラビア数字を利用する。ローマ数字も条項を表す際に利用される場合がある。例えば、第 1 条や第 1 項、第 4 項といった条文の番号を示す場合に、"Article I" や "(i)"、"(iv)" といったローマ数字を利用することがある。

金額を記載する場合

金額を記載する場合、特に数字が複雑化した場合には、数字と文字を併記することにより、打ち間違いが生じることを防ぐことが多い。例えば、25 億 8534 万 2000 バーツという金額を示す際には、

Thai Baht two billion five hundred eighty five million three hundred forty two thousand (THB 2,585,342,000)

といった形で併記を行う。上記のとおり、文字部分が長くなってしまうのがネックではあるものの、併記を行うことにより数字のタイプミスによる弊害を防ぐことが期待できる。

なお、数字の記載からは少し脱線するが、通貨については、利用されている国名と通貨の名称を 組み合わせて記載することが多い。特にドルは、米国ドルもあればシンガポールドルや香港ドル あるため、単純に Dollars と記載するのではなく、"United States Dollars"や"Hong Kong Dollars"、 "USD"や"HKD"と記載することが多い。

また、契約書によっては金額の末尾に "only" をつけていることもある (例えば、"Thai Baht two million <u>only</u>")。タイの契約書ではこのような記載が散見されるし、タイ人弁護士の中でもこのような記載方法を好む人は多いが、この "only" はあってもなくてもよい。元来は、小切手などで数字を手書きする際に改ざんがなされないように、数字欄の末尾に "only" を記載したり、あまりのスペースに~~や~~~~を記載したりしていたことの名残と思われる。

なお、金額部分の単語の語頭を全て大文字にする場合(例えば、上記の"Thai Baht two billion five --- thousand"を"Thai Baht $\underline{\mathbf{T}}$ wo $\underline{\mathbf{B}}$ illion $\underline{\mathbf{F}}$ ive --- $\underline{\mathbf{T}}$ housand"と記載する場合)もあるが、この点も記載方法はいずれも誤りではなく、大文字でも小文字でも差し支えない。

次回は、数に関する表現のうち、日付、期間などの表現を中心に解説をさせていただきたい。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

Bangkok Office

労務や登記実務などの日々の悩みごと、不祥事や紛争等の危機時の対応から M&A・企業 結合等の少し込み入ったお話まで、お困りのことや分からないことがあれば何でもお気軽にご相談下さい。

【連絡先】代表 佐々木将平/本執筆担当 箕輪俊介

24th Floor, The Offices at Central World 999/9 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand Tel. +66 (0)2 264 5955 Fax. +66 (0)2 264 5950



ほーむるーむ

法務ルーム

長島・大野・常松法律事務所バンコクオフィス 日本国弁護士 箕輪 俊介

第11回 数字や日付など数に関する表現 その②

今回も前回に引き続き数字、日付、期間など数に関する表現について解説したい。今回は日付の 記載方法について解説する。

日付の記載方式

日付の書き方は英国式や米国式など様々なものがあるが、どれが正解というわけではない。重要なのは、一つの契約書の中で統一された記載方法になっていることである。

一般的に、米国の契約書では「月、日、年」の順番で記載されることが多いのに対して、英国の契約書では「日、月、年」の順番で記載されることが多い。例えば、2018 年 11 月 20 日を記載する際に、"November 20, 2018" となるのが米国式、"20 November, 2018" (November 2018) となるのが英国式と一般的には言われている。

タイの契約書は、英国式の日付記載方法を採用しているものが多いように思われる。これは、以前にも記載したが、英国に留学をする実務家が多いことや、法文の英訳も英国式の単語等を取り入れて行っているものが多いこと等が多少なりとも影響しているものと思われる。

契約書によっては、月の記載について、"Nov." といったような省略形を利用しているものもあるが、契約書のような正式な文章では省略形を利用しない方が望ましい。

なお、契約書にてタイの法令を引用する場合、法令を特定するためにその法令の制定年度を記載することが多いが、タイの場合には、西暦と仏暦を併記することが多いように思われる。例えば、2018 (B. E. 2561) といった記載である (B. E. 2561 は仏暦 2561 年であり、西暦では 2018 年とおおよそ一致する)。

将来の特定の日付について記載する方法

契約書を作成する中で、将来の日付を記載しなければならないときは少なくない。例えば「契約 解約時から●年が経過した日」や「雇用開始から●ヶ月が経過した日」といった記載をする場合 である。この場合、例えば、以下のような記載方法が考えられる。

契約解約時から1年が経過した日: on the first anniversary of the termination date 雇用開始時から 6 ヶ月が経過した日: the day six months after the commencement date of employment

上記は、将来において一度だけ到来する日を想定して記載をしているが、将来において定期的か つ継続的に到来する日を想定して記載を検討しなければならない場合もある。例えば、以下のよ うな記をする場合がある。

2018年11月25日から四半期毎に: quarterly starting on 15 November, 2018 賃料は毎月 10 日に支払われるものとする。: The rent shall be paid monthly, and on the tenth (10th) day of each month.

また、契約書で頻出する日付として「契約締結日」や「効力発生日」があるが、これらはそれぞ れ、"the date of this agreement" (契約締結日) や "effective date" (効力発生日) といった 記載をすることが多い。

次回でも、引き続き数字、日付、期間等について解説する。なお、2019年1月号からは、半年く らいをかけて、準拠法条項や紛争解決条項といった、一般条項について解説をすることを予定し ている。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

Bangkok Office

労務や登記実務などの日々の悩みごと、不祥事や紛争等の危機時の対応から M&A・企業 結合等の少し込み入ったお話まで、お困りのことや分からないことがあれば何でもお気 軽にご相談下さい。

【連絡先】代表 佐々木将平/本執筆担当 箕輪俊介

24th Floor, The Offices at Central World 999/9 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand Tel. +66 (0)2 264 5955 Fax. +66 (0)2 264 5950



ほーむるーむ

法務ルーム

長島・大野・常松法律事務所バンコクオフィス 日本国弁護士 箕輪 俊介

第12回 数字や日付など数に関する表現 その③

今回も前回に引き続き数字、日付、期間など数に関する表現について解説したい。今回は意外と 混乱しやすい、以上、以下、未満、超の表現の仕方等について、解説する。

以上、以下、未満、超の表現

以上か、超か、以下か、未満か、すなわち特定の数を含むのか含まないのかは契約書を作成する 上で非常に重要な要素であり、正確に記載することが要求される。

契約書では上記の概念を表すにあたり、"more than"、"less than"、"not more than"、"not less than" を用いることが多い。"more than lacktrians" や "less than lacktrians" という表現を使った場合、 $\underline{lacktrians}$ 含まれない。すなわち、"more than lacktrians" はlacktrians を含まないため、「lacktrians 超」という意味になるし、"less than lacktrians" は「lacktrians 未満」という意味になる。これに対して、"not more than" や "not less than" は、"more than" や "less than" の否定となるので、「lacktrians 超ではない=lacktrians 以下のように表現する。

債権額において 2/3 超を有する債権者: creditors that hold more than two thirds (2/3) in amount 50%未満の議決権: less than fifty percent (50%) voting rights

5 万バーツ以下の罰金: fine of not more than Thai Baht fifty thousand (THB 50,000) 10 日以上の有給休暇: annual leaves of not less than ten (10) days

また、「●以上」、「●以下」という表現をする際に、"● or more"や"● or less"という表現を利用することもある。例えば、以下のように表現する。

49%以上: forty nine percent (49%) or more

30 日以下: thirty (30) days and less

他には、「~を超える」や「~以下」を表現するために、"exceeding" や "not exceeding" を利用したり、「~を超える」や「~未満」を表現するために、"above ~" や "under~"、"below~" を利用したりする場合もある。

いずれか早い、いずれか大きい等の表現

契約書では二つの日付、金額等を比較した上でその最大値、最小値を適用することを記載する場面がある。例えば、株式の買取価格を計算するにあたり、「公正な市場価格と純資産価格のいずれか高い方で買い取る」と規定したり、特定の合意の効力が存続する期間を特定するにあたり、「●月●日と契約解約日のいずれか早い方」と規定したりする場合である。このような場合には、"higher of A or B"や"earlier of A or B"といった表現を用いることが多い。例えば、以下のとおりである。

The purchase price of shares in the company shall be the higher of (i) the fair value of the shares or (ii) the net asset value of the shares.

(本会社の株式の買取価格は、(i)公正な市場価格と(ii)純資産価格のいずれか高い方とする。)

This agreement shall remain effective until the earlier of (a) June 30, 2019 or (b) the date when this contract is duly terminated.

(本合意の効力は、(a)2019年6月30日又は(b)本契約が適式に解除される日のいずれか早い方まで存続するものとする。)

今回までで数字、日付、期間など数に関する表現については一区切りとし、2019年の前半は、準拠法条項や紛争解決条項といった、一般条項について解説をしていきたい。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

Bangkok Office

労務や登記実務などの日々の悩みごと、不祥事や紛争等の危機時の対応から M&A・企業結合等の少し込み入ったお話まで、お困りのことや分からないことがあれば何でもお気軽にご相談下さい。

【連絡先】代表 佐々木将平/本執筆担当 箕輪俊介

24th Floor, The Offices at Central World 999/9 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand Tel. +66 (0)2 264 5955 Fax. +66 (0)2 264 5950